

# 【薫藤園短期入所生活介護 重要事項説明書】

〈令和 6年 8月 1日現在〉

当施設は介護保険の指定介護老人福祉施設として、埼玉県より指定を受けています。  
(埼玉県指定 第1173900158号)

薫藤園短期入所事業所（以下「事業所」といいます。）は、ご契約者に対し、介護老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上、ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人
  - (1) 法人名 : 社会福祉法人 さきたま会
  - (2) 法人所在地 : 埼玉県 久喜市 上内 1446-1
  - (3) 連絡先 : TEL (0480-58-1510) FAX (0480-58-3868)
  - (4) 代表者名 : 理事長 竹下 成子
  - (5) 法人認可年月日 : 昭和47年 2月 16日
2. ご利用施設
  - (1) 施設の種類 : 指定介護老人福祉施設 指定事業所番号(第1173900158号)
  - (2) 指定有効期間 : 令和 2年 4月 1日～令和 8年 3月 31日
  - (3) 施設名称 : 薫藤園短期入所事業所
  - (4) 施設の所在地 : 埼玉県 羽生市 大字秀安 351番地
  - (5) 連絡先 : TEL (048-563-0910) FAX (048-563-0952)
  - (6) 管理者 : 施設長 小嶋 宏章
  - (7) 開設年月 : 平成 5年 4月 1日
  - (8) 入所定員 : 10名
  - (9) 当施設の目的と運営方針

- ① 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意見及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ② 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- ③ 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者並びに他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3. 施設が提供するサービスと利用料金

- (1) 介護保険の対象となる料金（地域区分6級地 1単位＝10.33円）  
利用料として、基準額の1割、2割又は3割と、食費、居住費の合計をお支払いいただきます。

要介護度区分	居室種別	基準単位	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険自己負担(円：日額) 1割負担	介護保険自己負担(円：日額) 2割負担	介護保険自己負担(円：日額) 3割負担		
要支援 1	多床室	451	18		ご利用 総単位数 の14.0%	552	1,104	1,656		
	個室	451				552	1,104	1,656		
要支援 2	多床室	561				681	1,362	2,043		
	個室	561				681	1,362	2,043		
要介護度 1	多床室	603				18	13	746	1,492	2,238
	個室	603						746	1,492	2,238
要介護度 2	多床室	672	827	1,654				2,481		
	個室	672	827	1,654				2,481		
要介護度 3	多床室	745	913	1,826				2,739		
	個室	745	913	1,826				2,739		
要介護度 4	多床室	815	996	1,992				2,988		
	個室	815	996	1,992				2,988		
要介護度 5	多床室	884	1,077	2,154	3,231					
	個室	884	1,077	2,154	3,231					

- ① 食費（朝食：303円 昼食：605円 夕食：537円）

食費	第4段階	介護保険負担限度額認定証記載額（1日）			
	1日	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	1,445円	300円	390円	1,000円	1,300円

② 居住費

居住費 (多居室)	第4段階	介護保険負担限度額認定証記載額 (1日)			
	1日	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	915円	0円	430円	430円	430円
居住費 (個室)	第4段階	介護保険負担限度額認定証記載額 (1日)			
	1日	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	1,231円	380円	480円	880円	880円

- ③おやつ代 希望される方 120円/日
- ④入所者が希望する特別な食事に伴い必要となる費用の実費
- ⑤理美容代・レクリエーション費用の実費
- ⑥その他日常生活上の便宜に係る費用の実費。

(2) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。  
 ※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望された場合。
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合。
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

4. 通常送迎の実施地域

送迎の実施地域は羽生市、行田市、加須市、久喜市（旧鷲宮町、旧栗橋町）になります。

送迎加算（184単位／片道）

5. 職員の配置状況と職務内容

職種	職員数	職種	職員数
施設長(管理者)	1	看護職員	4
生活相談員	2	介護職員	23
介護支援専門員	2	機能訓練指導員	1
管理栄養士	1	医師(嘱託)	2

6. 苦情の受付について

【薫藤園 苦情受付窓口】

受付時間	毎週：月曜日～土曜日（9：00～18：00）
管理者	小嶋 宏章（施設長）
受付担当者	赤木 リサ（生活相談員）
電話番号	048-563-0910
FAX番号	048-563-0952
薫藤園 第三者委員	中村 和人 電話 048-561-3173
	井野岡 重行 電話 048-563-3264

【行政機関その他苦情受付機関】

埼玉県 国民健康保険団体連合会	所在地	埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番 (国保会館4階)
	電話番号	048-824-2568 (苦情相談専用)
	FAX番号	048-824-2561
	受付時間	8：30～12：00 13：00～17：00 (土、日、祝日は除く)
羽生市役所 高齢介護課介護保険係	所在地	埼玉県羽生市東6丁目15番地
	電話番号	048-651-1121
	FAX番号	048-651-1121
	受付時間	8：30～17：15 (月曜日～金曜日)

7. 福祉サービスの第三者評価について  
 実施しておりません。